

四日市港港湾計画書

— 改訂 —

平成 23 年 4 月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成10年5月四日市港港湾審議会
- ・平成10年7月港湾審議会第166回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成15年3月四日市港港湾審議会
- ・平成15年12月四日市港港湾審議会
- ・平成17年5月四日市港港湾審議会
- ・平成17年6月交通政策審議会第15回港湾分科会
- ・平成17年11月四日市港港湾審議会
- ・平成18年12月四日市港港湾審議会
- ・平成22年1月四日市港港湾審議会

の議を経た四日市港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I 港湾計画の方針	1
II 港湾の能力	5
III 港湾施設の規模及び配置	6
1 公共埠頭計画	6
2 旅客船埠頭計画	8
3 危険物取扱施設計画	9
4 専用埠頭計画	10
5 水域施設計画	11
6 外郭施設計画	13
7 小型船だまり計画	14
8 マリーナ計画	15
9 臨港交通施設計画	16
IV 港湾の環境の整備及び保全	18
1 自然的環境を整備又は保全する区域	18
(1) 自然的環境を整備又は保全する区域	18
(2) 良好な景観を形成する区域	18
2 廃棄物処理計画	19
3 港湾環境整備施設計画	21
V 土地造成及び土地利用計画	22
1 土地造成計画	22
2 土地利用計画	23

VI その他重要事項	24
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として	
機能するために必要な施設	24
2 大規模地震対策施設	26
3 港湾施設の利用	27
(1) 効率的な運営を特に促進する区域	27
(2) 物資補給等のための施設	28
4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	29
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	29
(2) 橋梁の桁下空間の確保	29

I 港湾計画の方針

(四日市港への要請)

四日市港は伊勢湾奥部に位置し、古くから伊勢湾地域の海陸交通の要衝として地域の産業、経済発展に大きく貢献してきた。明治32年(1899年)8月の開港以来、中部圏を代表する国際貿易港として発展し、昭和27年(1952年)2月、特定重要港湾に指定された。

その後、本港の臨海部において、石油化学を中心とした工業集積が進み、現在では三重県を中心とした中部圏及び近畿圏の一部を背後地域に抱える外内貿貨物の物流拠点として港勢の拡大を続けており、平成16年(2004年)7月には名古屋港と共に伊勢湾スーパー中枢港湾に指定され、平成17年(2005年)7月には指定特定重要港湾に指定された。

本港の取扱貨物量は平成21年において、外貿3,925万トン(うちコンテナ289万トン(16万TEU))、内貿1,775万トン、合計5,701万トンに達している。特に近年では、外貿コンテナ貨物の取扱が急速に伸びており、近海航路や東南アジア航路を中心に、各国との定期航路網も充実・発展してきている。

本港の背後圏域は、産業の技術集積が大きい地域であり、今後も、研究開発機能の充実による産業構造の高度化、さらには高速交通ネットワークの整備に伴い、産業技術の中核として、ますます発展することが期待されている。

一方、経済のグローバル化の進展等により、今後の地域経済社会の発展のためには、物流コストの低減や速達性、定時性の確保による国際経済競争力の強化が最も重要な課題の一つとなっている。

これに対応するため、本港においては伊勢湾地域における諸港湾との適切な機能分担のもと、外内貿を含めたバルク取扱機能及び外貿コンテナ取扱機能の拡充を図る必要がある。

また、近年、環境問題はますます多様化・グローバル化し、港湾分野においても地球温暖化防止などへの対応が求められている。このような中、四日市港への環境に関する要請は、自然環境の保全、再生、創出だけにとどまらず、低炭素社会の実現に貢献する物流機能の構築にも及んでいる。

さらには、生活に関するニーズの多様化等により、市民に親しまれるみなとづくりや安心・安全の確保など、みなととしてのこれら諸機能の拡充も求められている。

(計画の基本方針)

四日市港が「地域に貢献する、なくてはならない存在」となることを基本理念として、長期構想で描いた3つの将来像の実現に向け、平成30年代前半を目標年次として、港湾計画を改訂する。

今回の改訂では、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から一層支援するため、コンテナ物流の高度化・効率化を図る取組を進めるとともに、伊勢湾の特徴であるバルク貨物や完成自動車も含めた総合港湾としての「国際産業ハブ港」の実現を目指す。港湾計画の方針は以下のとおりである。

- 1) 産業港湾としての機能の強化を図るため、次のことに取り組む。
 - コンテナ貨物の取扱いの集約化を行い、効率的な貨物取扱いの実現を図る。

- バルク貨物輸送における船舶の大型化に対応するため、外貿バルク貨物取扱機能の強化を図る。
 - 効率的な完成自動車輸送の実現のため、外内貿貨物の取扱機能の集約化を図る。
- 2) みなとの文化や景観を活かし、親水性のある、人々が集い、憩える港湾空間の創出を図る。
 - 3) 四日市港内に残された貴重な自然環境を次世代に継承するため、干潟等を保全する。
 - 4) 大規模地震発生時における経済活動を支え、また、災害時における物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策の強化を図る。
 - 5) 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。

物流・交流・環境・安全の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、四日市港長期構想で描いた空間利用ゾーニングを踏まえ、港湾空間を以下のように利用する。

- ①霞ヶ浦地区南ふ頭及び北ふ頭は、外貿コンテナと外貿バルクの取扱いを中心とした外貿機能の拠点として、物流関連ゾーンとする。
- ②四日市地区は、内貿バルクの取扱いを中心とした内貿機能の拠点として物流関連ゾーンとする。一方、千歳運河沿いを中心に交流拠点ゾーンを形成する。
- ③川越地区、天カ須賀地区、霞ヶ浦工業用地、四日市地区大協・午起及び塩浜地区は生産ゾーンとする。

- ④富双地区、浜園地区及び霞ヶ浦地区北ふ頭先端部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑤朝明地区、磯津地区及び楠地区は環境保全ゾーンとする。
- ⑥石原地区の一般・産業廃棄物埋立区域は緑地レクリエーションゾーン、その他の区域は浚渫土砂の埋立を想定した廃棄物処理ゾーンとする。
- ⑦楠地区の埋立区域は都市機能ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	4, 7 1 0 万トン (720 万トン[43 万 TEU])
	内 貿	2, 0 6 0 万トン
	合 計	6, 7 7 0 万トン

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共埠頭計画

霞ヶ浦地区北ふ頭において、増大するコンテナ貨物需要に応えるため、コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）

水深 14～15 m 岸壁 2 バース

延長 680 m（コンテナ船用）

[既定計画の変更計画] W81～W82

埠頭用地 40 ha（荷捌施設用地及び保管施設用地） [既定計画]

既定計画

水深 15 m 岸壁 2 バース 延長 700 m（コンテナ船用）

石炭等バルク貨物輸送船舶の大型化に対応するとともに、増加が見込まれる金属類の輸入等に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

霞ヶ浦地区（南ふ頭）

水深 1.6 m 岸壁 1 バース 延長 310 m

[既設の変更計画] W 2 2

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

[既設の変更計画] W 2 3

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [新規計画] W 6 3

埠頭用地 2 ha（荷捌施設用地及び保管施設用地） [新規計画]

既設

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

小型船だまりでのプレジャーボート等の収容を図るため、次の係留施設を廃止する。

以下の施設を廃止する。

既設

富双地区 水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 85 m W F 3

2 旅客船埠頭計画

近年の旅客船の船型等を踏まえて、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

[旅客船埠頭計画]

四日市地区（2号地）

水深9m 岸壁1バース 延長310m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha（旅客施設用地） [既定計画の変更計画]

港湾関連用地 9ha（保管施設用地） [既定計画の変更計画]

既定計画

水深10m 岸壁1バース 延長280m

埠頭用地 1ha（旅客施設用地）

交流厚生用地 9ha（港湾交流施設用地）

不要となった係留施設を撤去する。

以下の施設を撤去する。

既設

浜園地区 小型栈橋 1基

3 危険物取扱施設計画

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

天カ須賀地区

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画]

霞ヶ浦地区

水深 8 m ドルフィン 2 バース (専用) [既定計画]

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画]

水深 7 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画]

水深 5.5 m ドルフィン 2 バース (専用) [既設の変更計画]

四日市地区 (大協・午起)

水深 6.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画]

水深 5.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画]

既設

霞ヶ浦地区

水深 4.5 m ドルフィン 2 バース (専用)

4 専用埠頭計画

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

霞ヶ浦地区

水深 11.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画]

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

霞ヶ浦地区 第三航路 水深16m 幅員450m

[既定計画の変更計画]

2) 泊地

霞ヶ浦地区 水深14～15m 面積4ha

[既定計画の変更計画]

水深14m 面積1ha [既設の変更計画]

水深16m 面積2ha [既設の変更計画]

水深7.5m 面積1ha [新規計画]

四日市地区 水深9m 面積1ha [既定計画の変更計画]

3) 航路・泊地

朝明地区 水深7.5m 面積5ha [既定計画]

霞ヶ浦地区 水深16m 面積41ha

[既定計画の変更計画]

水深14～15m 面積34ha

[既定計画の変更計画]

水深7.5m 面積9ha [新規計画]

	水深 7.5 m	面積 16 ha	[既定計画]
	水深 8 m	面積 29 ha	[既定計画]
	水深 11.5 m	面積 1 ha	[既定計画]
四日市地区	水深 12 m	面積 8 ha	[既定計画]
	水深 5.5 m	面積 1 ha	[既定計画]
	水深 6.5 m	面積 1 ha	[既定計画]

既定計画

航路

霞ヶ浦地区 第三航路 水深 15 m 幅員 430～450 m

泊地

霞ヶ浦地区 水深 15 m 面積 4 ha

四日市地区 水深 10 m 面積 1 ha

航路・泊地

霞ヶ浦地区 水深 15 m 面積 73 ha

既設

泊地

霞ヶ浦地区 水深 12 m 面積 1 ha

水深 14 m 面積 1 ha

6 外郭施設計画

港内の静穏を確保し、船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

1) 防波堤

霞ヶ浦地区 霞ヶ浦防波堤 延長 3, 050 m
(うち 1, 210 m 既設) [既定計画]

四日市地区 東防波堤 延長 2, 950 m
(うち 2, 450 m 既設) [既定計画]

2) 防砂堤

天カ須賀地区 天カ須賀防砂堤 延長 300 m [新規計画]

7 小型船だまり計画

官公庁船、漁船等及びプレジャーボートの集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

1) プレジャーボート以外の小型船舶収容施設

浜園地区 浜園船だまり

岸壁 水深4.5m 延長600m

(うち480m既設、120m既設の活用)

[既設の変更計画]

既設

浜園地区 浜園船だまり

岸壁 水深4.5m 延長480m

以下の既定計画を削除する。

既定計画

霞ヶ浦地区 霞南船だまり

岸壁 水深4.5～5.5m 延長780m

2) プレジャーボート収容施設

富双地区

防波堤 延長770m [新規計画]

小型栈橋 15基 [新規計画]

船揚場 延長16m [新規計画]

埠頭用地 1 h a (船舶役務施設用地) [既設の変更計画]

既設

港湾関連用地 1 h a (保管施設用地)

8 マリーナ計画

小型船だまりでのプレジャーボート等の収容を図るため、マリーナ計画を次のとおり削除する。

[マリーナ計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

楠地区 防波堤 延長 410 m

物揚場 水深4 m 延長300 m

小型栈橋 5基

船揚場 延長30 m

交流厚生用地 17 h a

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路霞北1号幹線

起点 霞ヶ浦地区北ふ頭

終点 臨港道路霞4号幹線 2～4車線 [既定計画]

臨港道路霞4号幹線

(区間B) 起点 霞ヶ浦地区南ふ頭

終点 町道川越中央線 4車線 (工事中)

[既設の変更計画] (配置の変更)

臨港道路富双1号線

(区間A) 起点 富双地区南

終点 富双地区中央 2車線 [既定計画]

(区間B) 起点 富双地区中央

終点 富双地区北 2車線 [既定計画]

臨港道路千歳4号幹線

起点 四日市地区第1ふ頭

終点 国道164号 2車線 [既定計画]

臨港道路千歳9号幹線

起点 四日市地区第1ふ頭

終点 臨港道路千歳4号幹線 2車線 [既定計画]

既定計画

臨港道路霞 4 号幹線

(区間 B) 起点 霞ヶ浦地区南ふ頭

終点 町道川越中央線 4 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路楠 1 号幹線

起点 楠地区

終点 市道楠河原田線 2 車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 自然的環境を整備又は保全する区域

朝明地区高松海岸の砂浜及びその前面の干潟は、四日市港周辺に残された希少な自然環境であることから、動植物などの沿岸域の生態系を維持し、貴重な自然を次世代に継承するため、自然的環境を整備又は保全する区域を次のとおり計画する。

[自然的環境を整備又は保全する区域]

朝明地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を定める。

(2) 良好な景観を形成する区域

潮吹き防波堤、末広橋梁などの重要文化財や石積物揚場が残る千歳運河沿いの区域については、歴史的遺産や貴重な港湾景観を活かしたまちづくりを促進させるため、特に景観に配慮するものとする。

[良好な景観を形成する区域]

四日市地区において、良好な景観を形成する区域を定める。

2 廃棄物処理計画

一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂等の処分用地を確保するため、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）

浚渫土砂 720 万 m^3 を埋立処分するため、次のとおり計画する。

霞ヶ浦地区（北ふ頭） 海面処分・活用用地 59 ha

[新規計画]

なお、浚渫土砂は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、霞ヶ浦地区（北ふ頭）の海面処分・活用用地は、埠頭用地 40 ha、港湾関連用地 6 ha、緑地 10 ha、交通機能用地 3 ha として土地利用を図る。

石原地区

一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂等 680 万 m^3 を埋立処分するため、次のとおり計画する。

石原地区 海面処分用地 78 ha [既定計画の変更計画]

海面処分・活用用地 8 ha [既定計画の変更計画]

なお、一般廃棄物、産業廃棄物は埋立用材として有効活用を図り、石原地区の海面処分・活用用地は、緑地 8 ha として土地利用を図る。

また、浚渫土砂等は、引き続き海面処分用地において処分を行う。

既定計画

石原地区 海面処分用地 86ha

社会情勢の変化を踏まえ、以下の計画を削除する。

[廃棄物処理計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

楠地区 海面処分用地 66ha

3 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）	緑地	13ha	[既定計画]
四日市地区（2号地）	緑地	7ha	[既定計画の変更計画]
石原地区	緑地	8ha	[新規計画]

既定計画			
四日市地区（2号地）	緑地	7ha	

以下の既定計画を削除する。

既定計画			
朝明地区	海浜	延長650m	
	緑地	4ha	
楠地区	緑地	2ha	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

地区名		用途								
		埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	海面処分用地	合計
霞ヶ浦地区	北ふ頭	(40) 40	(6) 6				(3) 3	(10) 10		(59) 59
	南ふ頭	(2) 2								(2) 2
	工業用地									0
	小計	(43) 43	(6) 6				(3) 3	(10) 10		(61) 61
四日市地区	大協・午起									0
	1号地									0
	2号地	(1) 1	(6) 6					(1) 1		(7) 7
	小計	(1) 1	(6) 6					(1) 1		(7) 7
合計		(43) 43	(12) 12	0	0	0	(3) 3	(10) 10	0	(68) 68

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合 計
川越地区				(120) 120		(2) 2			(122) 122
朝明地区						(1) 1			(1) 1
天カ須賀地区	(1) 1			(20) 20			3		(21) 24
富双地区	(3) 3	(6) 6				(2) 2	(10) 10		(20) 20
浜園地区	(4) 4						(4) 4		(8) 8
霞ヶ浦地区	北ふ頭	(62) 62	(20) 20			(12) 12	(13) 13		(107) 107
	南ふ頭	(82) 82	(34) 34			(8) 8	(10) 10		(134) 134
	工業用地			(253) 253			(2) 23		(255) 276
	小計	(144) 144	(54) 54		(253) 253	(19) 19	(25) 46		(496) 517
四日市地区	大協・午起			(113) 113					(113) 113
	1号地	(1) 1	(12) 12		(6) 6	(2) 2			(22) 22
	2号地	(21) 21	(23) 23		(23) 23	(3) 4	(7) 10		(76) 80
	小計	(22) 22	(35) 35		(142) 142	(5) 7	(7) 10		(211) 215
塩浜地区				(395) 395					(395) 395
石原地区						(8) 8	(78) 78		(86) 86
磯津地区									0
楠地区					10				10
合 計	(173) 173	(96) 96	0	(931) 931	10	(29) 30	(54) 81	(78) 78	(1,360) 1,398

注1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として

機能するために必要な施設

今回計画している及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するため必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として

機能するために必要な施設]

霞ヶ浦地区

第三航路 水深1.6m 幅員450m [既定計画の変更計画]

霞ヶ浦防波堤 延長3,050m

(うち1,210m既設) [既定計画]

(北ふ頭) 水深1.4～1.5m 岸壁2バース

延長680m (コンテナ船用)

[既定計画の変更計画] W81～W82

(南ふ頭) 水深1.6m 岸壁1バース 延長310m

[既設の変更計画] W22

水深1.4m 岸壁1バース 延長280m

[既設の変更計画] W23

泊地 水深1.4～1.5m 面積4ha

[既定計画の変更計画]

水深1.6m 面積2ha [既設の変更計画]

水深1.4m 面積1ha [既設の変更計画]

航路・泊地 水深1.6m 面積4.1ha [既定計画の変更計画]

水深1.4～1.5m 面積3.4ha

[既定計画の変更計画]

臨港道路霞北1号幹線

起点 霞ヶ浦地区北ふ頭

終点 臨港道路霞4号幹線 2～4車線 [既定計画]

臨港道路霞4号幹線

(区間B) 起点 霞ヶ浦地区南ふ頭

終点 町道川越中央線 4車線 (工事中)

[既設の変更計画]

2 大規模地震対策施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するとともに、必要な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

[大規模地震対策施設計画]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）

水深 1.4 ～ 1.5 m 岸壁 1 バース

延長 330 m ～ 350 m（コンテナ船用）

[既定計画の変更計画] W 8 1

霞ヶ浦地区（南ふ頭）

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

[既設の変更計画] W 2 3

四日市地区（2号地）

水深 1.0 m 岸壁 1 バース 延長 245 m

[既定計画] W 1 5

3 港湾施設の利用

(1) 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図ることができるよう、以下の施設において、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

ただし「効率的な運営を特に促進する区域」については、霞ヶ浦地区（北ふ頭）水深14～15m岸壁（W81）の利用を開始する時点で、区域の設定を見直すこととする。

[効率的な運営を特に促進する区域]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）

水深14m 岸壁1バース

延長330m（コンテナ船用）[既設]W80

水深14～15m 岸壁2バース

延長680m（コンテナ船用）

[既定計画の変更計画] W81～W82

霞ヶ浦地区（南ふ頭）

水深12m 岸壁1バース

延長250m（コンテナ船用）[既設]W26

埠頭用地67ha（うち27ha既設）

[既定計画]

(2) 物資補給等のための施設

作業船、防災船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設計画]

四日市地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m

[既設の変更計画] W10

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 140 m

[既設の変更計画] W12

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既設の変更計画] W16

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 110 m

[既設の変更計画] W19

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

霞ヶ浦地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

[利用形態の見直しの検討が必要な区域]

霞ヶ浦地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

(2) 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名（仮称）	桁下空間
霞北大橋	中央部 幅 38 m 高さ N.H.H.W.L+20.7 m

注) N.H.H.W.L は、略最高高潮面であり、D.L+2.60 m とする。